

Q 2： 夫婦共働きの場合、子どもはどちらの被扶養者になるのですか？

A 2： 原則として年間収入の多い方の被扶養者になります。

ただし、組合員より配偶者の収入が多くかつ配偶者のほうで被扶養者として認定できない場合（配偶者が国民健康保険に加入している場合など）、双方の年間収入が同程度（収入の差額の、年間収入額が多い方の差額に対する割合が1割以内）であるときに限り、組合員の被扶養者として認定します。